

営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

**1. 石狩振興局管内（札幌市を含む）、小樽市、旭川市**

(1) 休業・営業時間の短縮を要請する施設 (1,000 m<sup>2</sup>超)

施設の種類	内 訳	要請内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など (生活必需物資を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日の営業時間短縮 (5 時～20 時まで)</li> <li>・ 土日の休業</li> </ul>
運動・遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬 (車・舟) 券場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

(2) イベントに準じた取扱いを要請する施設

施設の種類	内訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以内</li> <li>・ 1,000 m<sup>2</sup>超 (要請) : 20 時までの時短</li> <li>1,000 m<sup>2</sup>以下 (協力依頼) : 20 時までの時短 (イベント開催の場合は 21 時まで)</li> </ul>
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル・旅館	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
運動施設・遊技施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	
博物館等	博物館、美術館 など	
結婚式場	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類提供・カラオケ設備の使用自粛</li> <li>・ 時短 (5 時～20 時)</li> </ul>

**2. その他の地域**

1,000 m<sup>2</sup>超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討 (協力依頼)